## ラムサール条約

ラムサール条約は1971年にイランのラムサールという都市で採択され、 湿地の保全と賢明な利用の推進を目的としています。 条約上の湿地の定義は幅広く、湿原、河川、湖沼、砂浜、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、藻場、 水田、貯水池、遊水地、地下水系などが含まれます。

## **CEPA**

CEPAはCommunication (コミュニケーション)、Capacity Building (能力養成)、Education (教育)、Participation (参加)、Awareness (普及啓発) の頭文字をつなげた略語です。 今回のCEPAプログラム 2016 – 2024では、CEPA は次のように整理され、 ラムサール条約戦略計画 2016 – 2024の実施を支援するための重要なツールとされています。

## コミュニケーション

すべての利害関係者 (ステークホルダー) が十分な情報を得た上で意思決定できるよう、湿地の保全とワイズユース (賢明な利用) に関する情報、知識、技術をステークホルダー同士で交換するための双方向性の過程。

## 能力養成

個人、グループ、組織、機関や国が、その機能を働かせ、問題を解決し、目的を達成するため、個別および集団的に自らの能力を高めることを目的に、自らのシステム、リソース(資金、資材、人材など)、知識を発達させ、強化する過程。

## 教育

一生涯続く学習過程で、個人、組織、企業、政府の機能の仕方に変化を芽生えせるだけではなく、ライフスタイルの変化を誘導することによって、人々が湿地の保全を支援できるように情報を提供し、動機や能力を与えるようにする過程。

## 参加

湿地の保全と賢明な利用のために、戦略や行動を共同で策定、 実施、評価することにステークホルダーが関わること。個別の 事情や個人、グループ、組織の決定によって参加の程度や内 容が大いに異なる。

### 普及啓発

課題を設定し提言する活動で、なぜ湿地問題に取り組むことが重要なのか、問題となっている状況を改善するために何ができるのかを、自分が対象とするグループに理解してもらうきっかけ。対象となるグループを刺激し、最終的には湿地の保全と賢明な利用のために行動を起こしてもらうこと。

# ラムサール条約戦略計画 2016-2024

2016年から2024年のラムサール条約の実施の方向性を示すもので、長期目標、4つの全体目標と19の個別目標を掲げています。

## 長期目標

湿地が保全され、賢明に利用され、再生され、 湿地の恩恵がすべての人に認識され、価値づけられること

### 4つの全体目標

- ①湿地の減少と劣化の要因への対処
- ②ラムサール条約登録湿地ネットワークの効果的な保全と管理
- ③すべての湿地の賢明な利用
- ④ ラムサール条約の実施の強化

19の個別目標については、環境省のホームページに掲載されている「ラムサール条約戦略計画 2016-24 (http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/leaflet2016/plan2016-24.pdf)」を参照してください。

お問い合わせ 特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビル川2F/Tel:03-5614-2150/Fax:03-6806-4187 Email:info@wi-japan.org/https://japan.wetlands.org/ja/

デザイン:安部彩野デザイン事務所 発行:2019年3月

本パンフレットは経団連自然保護基金の助成を受けて作成しました

# 湿地の保全と賢明な利用にむけて すべての人々の参加をうながし 適切な行動を促進するための手引き

ラムサール条約 CEPAプログラム 2016-2024

2015年6月にウルグアイで開催されたラムサール条約第12回締約国会議 (COP12) で採択された 「決議 XII.9 ラムサール条約 CEPA プログラム 2016 – 2024」 の解説です。



















CEPAは COMMUNICATION (コミュニケーション) CAPACITY BUILDING (能力養成) EDUCATION (教育) PARTICIPATION (参加) AWARENESS (普及啓発) の略です

# CEPAプログラム2016-2024とは?

2015年6月にウルグアイでラムサール条約第12回締約国会議(COP12)が開催されました。 CEPAプログラム2016-2024はCOP12の「決議XII.9ラムサール条約CEPAプログラム2016-2024」の 付属書として採択されたプログラムです。

締約国、条約事務局、国際団体パートナー、NGO、各湿地にかかわる地元組織、 その他のステークホルダーが湿地の保全と賢明な利用にむけた行動へ、人々を関与させ、動員させ、 能力を向上させることを目指して適切な行動を展開するための手引きです。

## 対象となりうるグループ・ステークホルダー

- 中央省庁や地方自治体等すべてのレベルの政府・行政
- 教育に関する行政、組織、ネットワークや湿地センター、博物館などの教育部門や教育機関
- 国・地方レベルのNGO、地元のコミュニティ、女性、子ども、ユース、メディア、湿地の管理にかかわる土地所有者など市民社会
- スポンサーやサポーターとなる企業、湿地に影響を及ぼしうる企業
- 国連などの国際機関、アジア地域など地域規模の機関、国際NGO、生物多様性条約など他の環境関連条約等の事務局

#### 長期目標(ビジョン)

ラムサール条約戦略計画2016-2014 (戦略計画)の長期目標と同じで「湿地が保全され、賢明に利用され、再生され、 湿地の恩恵がすべての人に認識され、価値づけられること」です。 包括的な目標として「人々が湿地の保全と賢明な利用のために行動を起こすこと」が掲げられています。

## 目標(ゴール)と個別目標(ターゲット)

9つの目標 (ゴール) と43の個別目標 (ターゲット) が設定されています。

43の個別目標については、日本国際湿地保全連合のホームページに掲載されている「決議XII.9ラムサール条約 CEPA プログラム 2016-2024 (https://japan.wetlands.org/download/1298/)] を参照してください。

	9つの目標 (ゴール)	戦略計画との関連性
1	制度的メカニズムを提供し、関連するネットワークを構築・支援することによって、 CEPAプログラムの効果的な実施を支えるためのリーダーシップを確保する。	全体目標④条約の実施の強化
2	適切な場合に、CEPAの取り組みを条約の政策立案、計画策定、実施のすべてのレベルに組み入れる。	
3	賢明な利用原則の実施に携わる者、特に各湿地の管理に直接携わる者を支援する。	全体目標③すべての湿地の賢明な利用
4	ラムサール条約の実施に直接の責任を負う人々の、個人としての、また、組織的および集団的な能力を養成する。	全体目標②ラムサール条約登録湿地ネット ワークの効果的な保全と管理
5	さまざまなステークホルダーが湿地管理に確実に参加できる仕組みをつくり出し、支援する。	
6	湿地とその生態系サービスに対する意識、評価、理解を向上させることを目指して、 社会の多様な分野の人々を対象としたプログラム、プロジェクトおよびキャンペーンを実施する。	全体目標③すべての湿地の賢明な利用
7	条約の目的を推進する活動の触媒や重要な活動主体として湿地センターや他の 環境センターの役割を認識し、支援する。	
8	条約のすべての活動主体が公教育の場やラムサール条約登録湿地で利用できるような、生態系の価値やサービス、ならびに湿地の価値についての意識を向上させる学習教材の作成と配布を支援する。	
9	科学技術検討委員会 (STRP) から提供される手引きと情報が、採択された決議に沿って、かつ CEPA プログラムと緊密な連携を図りながら作成されることを確保し、また、特定された対象者に対する普及が最も効果的なコミュニケーション手段を通じて確実に行われる。	全体目標①湿地の減少と劣化の要因への 対処 全体目標④条約の実施の強化

## ステークホルダーに望まれていること

CEPA プログラム 2016-2024 はさまざまな活動主体によって実施される必要があります。 各湿地にかかわる主要なステークホルダーの取組みを通じて、 個別目標に挙げられている次のような状態になっていることが期待されています。

## 各湿地の管理者(省庁、地方自治体、地域コミュニティなど)

- すべきか決定するために、湿地管理者と各国の担当窓口の現 在のニーズや能力が評価され、その結果が活用されている。
- 湿地と文化的、精神的、慣習的、伝統的、歴史的、社会経 湿地がもたらす恩恵への理解を深めるために、湿地の金銭的 済的な結びつきを持つステークホルダーや生計を湿地に依存 しているコミュニティの人々が、湿地管理に参加することに、 高い優先順位が与えられている。
- 地域レベルおよび国レベルでの研修や能力養成で、何を優先 伝統的ではない部門や湿地の賢明な利用に大きな影響を与え うる活動をしている部門を含め、民間部門との関係が模索され、 構築されている。
  - および非金銭的価値や湿地の生態系サービスに関する意識が 高まっている。

## 湿地の教育・ビジターセンター

- リソース (資金、資材、人材等) の許す限り、すべての国で湿 湿地やラムサール条約の目的を推進する役割を果たすことの 地教育・解説センターまたはビジターセンター、あるいは同 様の施設が設立されている。
- 湿地の教育・ビジターセンターが経験やリソースを共有する ために、CEPA における地球規模のメカニズムや CEPA に関す る各国の専門知識を通じて、全国的、国際的に結びついてい る (例えば、ウェットランド・リンク・インターナショナル (WLI) や他のイニシアティブ)。
- できる他の教育センターとのパートナーシップが確立されている。
- 湿地の価値と湿地の生態系サービスに関する意識を向上させ る湿地教育の資料が作成、普及され、適切な対象者に配布さ れている。
- 水と湿地に関するプログラムを有する高等教育機関が、的を絞っ た湿地教育の資料作成に貢献している。
- 湿地教育の資料に、湿地に関する文化的、伝統的知識および 慣習が組み込まれている。

## 市民社会組織(国・地方レベルのNGOや地域に根ざした団体など)

- レベル (国、集水域または各湿地) で締約国による湿地 CEPA 計画が作成されている。
- 登録湿地やその他の湿地での利用、あるいは湿地ネットワー クによる利用のために、湿地の賢明な利用を支援、奨励する 📕 湿地管理研修と能力養成のための教材およびプログラムの製 適切な手引きが製作されている。
- 適当な登録湿地やその他の湿地が、条約の賢明な利用の原 則を実証する「デモンストレーションサイト」として評価され、 それらの湿地が看板や標識、解説資料などの点において適切 に整備されている。
- ラムサール条約の実施に携わる人々を支援するため、適切な CEPAの経験を共有し相乗効果 (シナジー) を促すことを通し て、他の条約、ラムサール条約国際団体パートナー、その他 のNGO、国連機関などとのCEPAに関する協働が確保されて
  - 作と提供を支援するために、高等教育機関や条約に関連のあ る他の組織とのパートナーシップが構築されている。
  - 湿地教育センターに関する総合データベースが作成されており、 WLIのネットワークを通じて管理されている。国別の報告の 一部として、湿地センターに関する情報を提供するよう締約国 に奨励されている。

## 各湿地の管理者と市民社会組織

- 教育、参加、普及啓発を組み込めるよう支援されている。
- 湿地管理研修や能力養成に適した教材を製作し、優先すべき 意識を高め、地域社会の支援を構築し、「自然の管理人(スチュ とされた研修や能力養成が行われるために、リソースが提供 されている。
- 集水域レベルも含めた登録湿地の選定やすべての湿地の管理 のための効果的手続きとして、主要なステークホルダーの参 加を湿地管理者などが活用している。
- 湿地の管理者が、自分たちの管理計画にコミュニケーション、 湿地管理の目的達成を支援するボランティアプログラムを通 じて、湿地への地域コミュニティの参加が奨励されている。
  - ワードシップ)]という接し方や、湿地に対する態度を向上させ るため、世界湿地の日などの普及プログラム、プロジェクト、キャ ンペーンが、特にソーシャルメディアの利用を通して、多様な パートナーと協働しながら実施されている。